

4 試 験 内 容

試 験 種 目		内 容
第 一 次 試 験	教 養 試 験 (択 一 式)	公務員として必要な高等学校卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記試験 (題数40題 時間120分)
	専 門 試 験 (択 一 式)	土木職として必要な高等学校卒業程度の専門的知識についての筆記試験 (題数30題 時間90分)
第 二 次 試 験	作 文 試 験	公務員として必要な文章による表現力、判断力、思考力等についての筆記試験 (800字 時間60分)
	適 性 検 査	職務を行うのに必要な適性についての検査
	人 物 試 験	公務員としての適格性についての人物面からの試験 (個別面接)
資 格 調 査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査

- ※ 筆記試験の出題は、日本語の活字印刷文により行い、解答も日本語でさせていただきます。
 ※ 「作文試験」の課題例を宮城県職員採用試験情報トップページに掲載しています。

5 試験の配点及び合格者の決定方法

(1) 配点

試験の職種	第 1 次 試 験			第 2 次 試 験			総合得点
	教養 試験	専門 試験	計	作文 試験	人物 試験	計	
一 般 事 務 学 校 事 務 警 察 事 務	100	—	100	100	200	300	400
土 木	100	100	200	100	300	400	600

※ 第2次試験の適性検査については、適否のみ判定し、得点化しません。

- (2) 最終合格者は第1次試験、第2次試験の結果を総合して決定します。
 (3) 各試験種目の得点は、原則として標準点化します。標準点とは、平均点、標準偏差等を用いて算出するもので、受験者の点数は、おおむね0点から100点（人物試験については200点又は300点）に分布し、平均点は50点（人物試験については100点又は150点）となります。ただし、試験種目ごとの受験者数によっては、標準点化しない場合もあります。
 (4) 各試験種目において、それぞれの合格基準に満たない種目がある場合は、他の成績にかかわらず不合格になります。